

# 日本画像学会 サイト運営規程

平成 22 年 4 月 1 日制定

## (総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本画像学会のwebサイト（以下単に「サイト」という）の運営に関して基本的な事項を定めたものであり、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

## (運営体制)

第 2 条 サイトを運営するために、サイト管理責任者、更新担当者、掲載情報受付、ウォッチャーを置く。理事会は、会員の中からサイト管理責任者を任命し、また、サイト管理責任者の推薦に基づき、更新担当者およびウォッチャーを決定する。掲載情報受付は日本画像学会事務局（以下単に「学会事務局」という）とする。サイト管理責任者が役員等（理事、監事、幹事、参与など）である場合には、これに関わる仕事を役員等の活動の一環として考える。サイト管理責任者は、更新担当者を兼ねることができる。学会事務局に所属する者（役員等の場合も含む）以外が更新担当者となる場合には、更新担当者に更新担当謝礼を行う。更新担当謝礼の内容については理事会において決定する。

## (サイト管理責任者の役割)

第 3 条 サイト管理責任者は、サイト管理運営の全責任を負う。ただし、掲載情報については、各情報の掲載依頼者がその内容について責任を負う。運営は、本規程に基づき、これを行う。管理責任者は、掲載情報受付から報告された掲載依頼に対しての内容審査を行うが、審査は本規程に則って行わなければならない。掲載可否の判断が困難な場合には、その決定権を会長に委ねることができる。審査結果は、掲載情報受付および更新担当者に報告する。ウォッチャーからの定期的な報告に基づいて、必要な措置を行い、掲載情報ができるかぎり正確で最新のものであるように努力する。

## (掲載情報受付の役割)

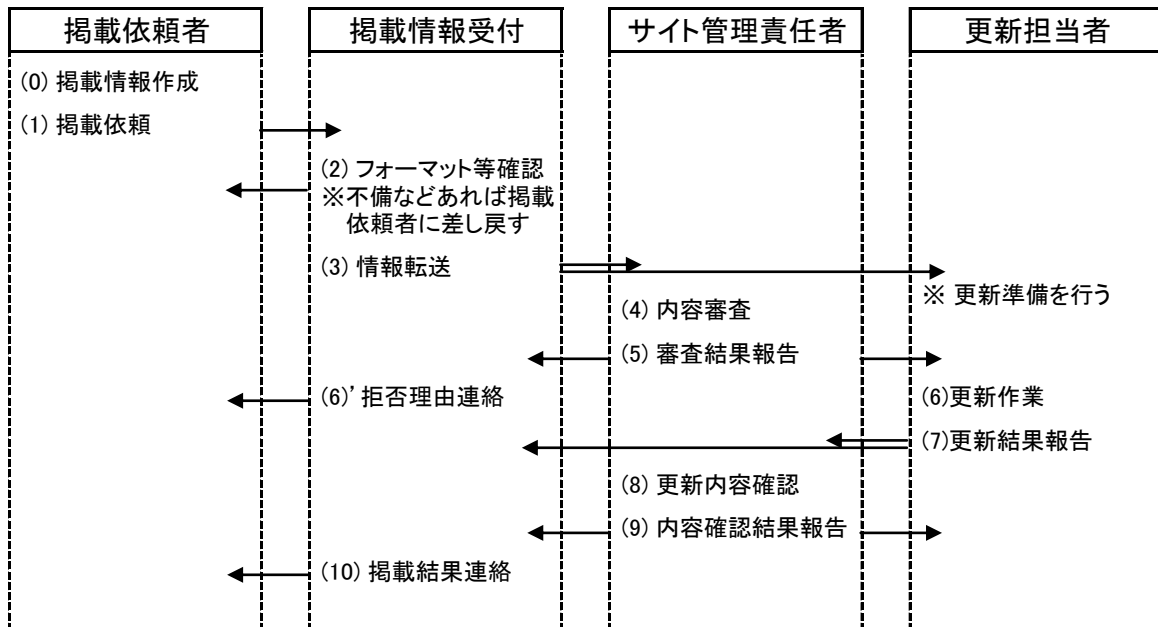
第 4 条 掲載情報受付は、サイトへの掲載情報の受付窓口となり、掲載依頼者から依頼された情報についてフォーマット等の適正を確認し、その情報をサイト管理責任者および更新担当者に転送する。管理責任者の内容審査結果に対して、掲載拒否の場合にはその旨を掲載依頼者に報告する。掲載が許可された場合には、更新担当者からの更新完了の報告の後に、その結果を掲載依頼者に報告する。

## (更新担当者の役割)

第 5 条 更新担当者は、掲載情報受付から転送された情報を元に、サイトの更新準備を開始する。サイト管理責任者からの掲載許可判断を受けて、サイト内容の更新作業を行い、その結果をサイト管理責任者および掲載情報受付に報告する。

## (掲載依頼がなされた場合の作業フロー図)

第 6 条 掲載依頼がなされた場合には、以下のフロー図に従い処理を行う。



(ウォッチャーの役割)

第7条 ウォッチャーは、定期的（一ヶ月に1回程度）にサイトの内容（掲載情報が正確で最新のものがどうか）をチェックし、その結果を管理責任者および掲載情報受付へと報告する。

(掲載内容)

第8条 サイトに掲載することができる記事内容は以下の通りとする。

- (1) 学会の紹介に関する内容
- (2) 学会が主催（共催・協賛）する行事に関する内容
- (3) 学会が発行する出版物に関する情報
- (4) その他学会の活動に関する情報
- (5) 学会の活動を後援する会社・団体等の名称に関する情報
- (6) その他会員に利すると考えられる情報

(掲載拒否)

第9条 管理責任者は、以下の理由により、掲載を拒否することができる。

- (1) 情報の内容が上記の掲載内容に当てはまらない場合
- (2) 文章の表現が、学会に関係するものとして、また一般的なものとして、ふさわしくないと判断される場合
- (3) 情報量が極端に多い場合
- (4) コンピュータ等の不備により、一時的に更新が行えない場合
- (5) 管理責任者または更新担当者の作業能力を超える状況にあるとき

(著作権と責任の制限)

第10条 サイトに掲載された内容に関する著作権および責任の制限は以下の通りとする。

- (1) 著作権と責任の制限について特に断りのない限り、一般社団法人日本画像学会はサイトにより提供されるコンテンツのすべてに対する著作権を保持する。
- (2) 一般社団法人日本画像学会は、サイトにより提供されるコンテンツについて、商品性の保証、特定目的の適合性の保証、権利の不侵害の保証を含むすべての黙示または明示の保証責任を一切負わない。

- (3) 情報はできるかぎり正確で最新のものであるように努力するが、一般社団法人日本画像学会は、サイトにより提供される全ての情報に対して、それらの情報の正確性、完全性、有用性、あるいはそれらの情報を利用することによって生じる損害に対する一切の責任を負わない。
- (4) 一般社団法人日本画像学会は、サイトからリンクされる他の機関が提供するページに関して、その内容には一切関知しない。
- (5) 本「著作権と責任の制限」における文章の準拠法は日本法とする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、全て理事会の決議を経て行う。

#### 附則

この規程は、一般社団法人に登記した日から施行する。